

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

平成30年度第2回会議次第

- 1 開 会

- 2 個人情報取扱業務等の登録について（諮問）

- 3 個人情報取扱業務等の登録について（報告）

- 4 特定個人情報保護評価について（諮問及び報告）

- 5 その他

- 6 閉 会

○個人情報取扱業務諮問目次（ページ）

- 1 農産物の販売又は加工に関する業務
 - (1) 農産物の販売又は加工に関する業務（農村振興課）【業務登録】（2、3 ページ）
 - (2) 認定農業者等の認定に関する業務（農政課）【目的外利用登録】（4、5 ページ）

- 2 食育に関する各種コンテストに関する業務
 - (1) 食育に関する各種コンテスト業務（農村振興課）【業務登録変更】（6、7 ページ）
 - (2) 食育に関する各種コンテスト業務（農村振興課）【外部提供登録変更】（8、9 ページ）

- 3 生活保護業務（福祉課）【目的外利用登録変更】（10、11 ページ）

- 4 下水道事業受益者負担金（分担金）の賦課、徴収業務（生活排水対策課）【目的外利用登録変更】（12、13 ページ）

- 5 雁木整備事業補助金業務（文化振興課）【外部提供登録】（14～17 ページ）

- 6 給与債権の供託業務（人事課）【コンピュータ結合登録】（18、19 ページ）

- 7 （仮称）上越市体操アリーナ整備事業テレビ電波受信障害対策業務（スポーツ推進課）【業務委託登録】（20、21 ページ）

○個人情報取扱業務報告目次（ページ）

- （仮称）上越市体操アリーナ整備事業テレビ電波受信障害詳細調査業務（スポーツ推進課）【業務委託登録廃止】（24 ページ）

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

会長 大森康正様

上越市長 村山秀幸

上越市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

上越市個人情報保護条例の規定に基づき、下記の業務の登録について諮問します。

記

- 1 農産物の販売又は加工に関する業務
 - (1) 農産物の販売又は加工に関する業務（農村振興課）【業務登録】
 - (2) 認定農業者等の認定に関する業務（農政課）【目的外利用登録】

- 2 食育に関する各種コンテストに関する業務
 - (1) 食育に関する各種コンテスト業務（農村振興課）【業務登録変更】
 - (2) 食育に関する各種コンテスト業務（農村振興課）【外部提供登録変更】

- 3 生活保護業務（福祉課）【目的外利用登録変更】

- 4 下水道事業受益者負担金（分担金）の賦課、徴収業務（生活排水対策課）【目的外利用登録変更】

- 5 雁木^{がん}整備事業補助金業務（文化振興課）【外部提供登録】

- 6 給与債権の供託業務（人事課）【コンピュータ結合登録】

- 7 （仮称）上越市体操アリーナ整備事業テレビ電波受信障害対策業務（スポーツ推進課）【業務委託登録】

個人情報業務登録票（諮問）

課 名 農村振興課

業務の名称	農産物の販売又は加工に関する業務
収集の目的	農産物の販売又は加工の促進に向けた取組支援を行うに当たり、必要な農業者等の情報を収集するため (根拠法令：)
収集する個人情報項目	氏名、住所、電話番号、メールアドレス
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等（根拠条項：) <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等 () <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（農政課)
保管の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input type="checkbox"/> その他 ()
記録されている文書等の保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他 ()

【農産物の販売又は加工に関する業務の業務登録及び認定農業者等の認定に関する業務の目的外利用登録について】

市では、雇用の創出や地場農産品の生産拡大、生産者の所得向上を図るため、農業者等による地域資源を活用した農産物の販売又は加工の促進に向けて、必要な経費の一部を補助しているが、当該業務について認定農業者へ業務の内容の周知をより一層図ることにより、業務を効果的、効率的に進めることが可能となることから、必要な業務登録及び目的外利用登録を行うもの

農産物の販売又は加工に関する業務の概要について

1 業務の名称

農産物の販売又は加工に関する業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

本市における生産者の所得向上と雇用創出を図るため

(2) 業務内容

農産物の販売促進や農産加工の取組支援などを行う。

3 収集する個人情報の項目

氏名、住所、電話番号、メールアドレス

4 収集の方法

本人から直接収集し、又は本人の同意を得て、農政課から収集する。

5 収集開始日

平成30年9月25日

目的外利用

保有個人情報 登録票（諮問）
外部提供

課名 農政課

業務の名称	認定農業者等の認定に関する業務	
利用又は提供 する目的	農産物の販売又は加工の促進に向けた取組支援を行うに当たり、必要な認定農業者に関する情報を把握するため (根拠法令：)	
利用又は提供 する保有個人 情報の項目	氏名、住所	
利用又は提供 する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供 する相手先	名称	農村振興課
	業務の名称	農産物の販売又は加工に関する業務
利用又は提供 する期間	随時	

認定農業者等の認定に関する業務の目的外利用について

1 業務の名称 認定農業者等の認定に関する業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

認定新規就農者及び認定農業者の認定並びに担い手育成リストの作成のため

(2) 業務内容

認定新規就農者及び認定農業者の認定並びに担い手育成リストの作成を行う。

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、住所

4 利用又は提供できる理由

本人同意

5 利用又は提供する方法

閲覧

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

農産物の販売又は加工に関する業務

(2) 業務の概要

本市における生産者の所得向上と雇用創出を図るため、農産物の販売促進や農産加工の取組支援などを行う。

7 利用期日又は提供開始日

随時

個人情報業務登録票（変更）（諮問）

課 名 農村振興課

業務の名称	食育に関する各種コンテスト業務
収集の目的	<p>公募を経て表彰した食育に関する各種コンテストの結果をホームページ、食育に関するイベント、パンフレットその他の配布物において公表することにより、食育に関する市民の意識の啓発を図る。</p> <p>(根拠法令：)</p>
収集する個人情報項目	氏名、性別、住所、年齢、電話番号、続柄、学校名、応募内容
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<p><input checked="" type="checkbox"/> 本人</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等 ()</p> <p> <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意</p> <p> <input type="checkbox"/> 出版、報道等 ()</p> <p> <input type="checkbox"/> 緊急</p> <p> <input checked="" type="checkbox"/> その他 (学校、保護者) ()</p>
保管の方法	<p><input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク</p> <p><input type="checkbox"/> その他 (選挙管理委員会のサーバーの磁気ディスク) ()</p>
記録されている文書等の保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input checked="" type="checkbox"/> 3年 <input type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他 ()

【食育に関するポスターコンクール業務の業務登録及び外部提供登録の変更について】

市では、これまで市民の食育に関する理解・関心を高めるため、市内の小学校、中学校、幼稚園及び保育園に通う児童生徒等を対象として食育に関するポスターを広く募集し、食育に関するイベントやホームページなどで表彰し、公表していた。市民の食育に関する意識の啓発をより一層図るため、ポスターの応募から児童生徒等と保護者が一緒に行う取組を応募する方法に変更することに伴い、必要な業務登録及び外部提供登録の変更を行うもの

食育に関するポスターコンクール業務の変更について

1 業務の名称 食育に関するポスターコンクール業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
業務の名称	食育に関するポスターコンクール業務	食育に関する各種コンテスト業務
収集の目的	食育に関するポスターを広く募集し、食育に関するイベントなどで表彰、公表することにより、食育に関する市民の意識の啓発を図る。	公募を経て表彰した食育に関する各種コンテストの結果をホームページ、食育に関するイベント、パンフレットその他の配布物において公表することにより、食育に関する市民の意識の啓発を図る。
収集する個人情報情報の項目	氏名____、住所、年齢、電話番号____、学校名____	氏名、性別、住所、年齢、電話番号、続柄、学校名、応募内容

3 変更理由

食育に関する市民の意識の啓発をより一層図るため、市内の小学校、中学校、幼稚園及び保育園に通う児童生徒等からの応募の内容及び方法を食育について様々な手法で意識啓発する手法に対応できるようにすることに伴い、業務の名称等を整備するもの

4 変更期日

平成30年7月1日

5 業務の概要

(1) 実施目的

公募を経て表彰した食育に関する各種コンテストの結果をホームページ、食育に関するイベント、パンフレットその他の配布物において公表することにより、朝ごはんや野菜を食べること、地産地消、食の安全の大切さ等市民の食育に関する意識の啓発を図るため

(2) 業務内容

市民を対象とした食育に関する各種コンテストを実施する。

目的外利用
 保有個人情報 登録票(変更)(諮問)
 外部提供

課名 農村振興課

業務の名称	食育に関する各種コンテスト業務	
利用又は提供 する目的	公募を経て表彰した食育に関する各種コンテストの結果をホームページ、 食育に関するイベント、パンフレットその他の配布物において公表すること により、食育に関する市民の意識の啓発を図る。 (根拠法令：)	
利用又は提供 する保有個人 情報の項目	氏名、学校名、応募内容	
利用又は提供 する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input checked="" type="checkbox"/> その他(市ホームページ)	
利用又は提供 する相手先	名称	市民
	業務の名称	—
利用又は提供 する期間	食育に関する各種コンテストの公表の日から業務終了まで	

食育に関するポスターコンクール業務の変更について

1 業務の名称 食育に関するポスターコンクール業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
業務の名称	食育に関する <u>ポスターコンクール業務</u>	食育に関する <u>各種コンテスト業務</u>
利用又は提供する目的	公募を経て表彰した食育に関する <u>ポスター</u> をホームページ、食育に関するイベント、パンフレットその他の配布物において公表することにより、食育に関する市民の意識の啓発を図る。	公募を経て表彰した食育に関する <u>各種コンテストの結果</u> をホームページ、食育に関するイベント、パンフレットその他の配布物において公表することにより、食育に関する市民の意識の啓発を図る。
利用又は提供項目	氏名、学校名_____	氏名、学校名、 <u>応募内容</u>
利用又は提供する期間	食育に関する <u>ポスター</u> の公表の日 (<u>平成27年10月下旬</u> 予定) から業務終了まで	食育に関する <u>各種コンテスト</u> の公表の日 _____ から業務終了まで

3 変更理由

食育に関する市民の意識の啓発をより一層図るため、市内の小学校、中学校、幼稚園及び保育園に通う児童生徒等からの応募の内容及び方法を食育について様々な手法で意識啓発する手法に対応できるようにすることに伴い、業務の名称等を整備するもの

4 変更期日

食育に関する各種コンテストの公表日 (平成30年10月予定)

5 業務の概要

(1) 実施目的

公募を経て表彰した食育に関する各種コンテストの結果をホームページ、食育に関するイベント、パンフレットその他の配布物において公表することにより、朝ごはんや野菜を食べること、地産地消、食の安全の大切さ等市民の食育に関する理解・関心を高めるため

(2) 業務内容

市民を対象とした食育に関する各種コンテストを実施する。

目的外利用
 保有個人情報 登録票（変更）（諮問）
 外部提供

課 名 福祉課

業務の名称	生活保護業務	
利用又は提供 する目的	放課後児童クラブ利用者負担金を決定するため (根拠法令：)	
利用又は提供 する保有個人 情報の項目	氏名、住所、生年月日、続柄、生活保護情報	
利用又は提供 する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input checked="" type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
利用又は提供 する相手先	名称	学校教育課
	業務の名称	放課後児童健全育成業務
利用又は提供 する期間	随時	

【生活保護業務の目的外利用登録の変更について】

放課後児童クラブ利用者負担金は、減免申請の手続により生活保護受給世帯については全額免除、市民税非課税世帯及び多子世帯の児童については半額免除としている。このうち生活保護受給世帯の減免の審査に当たっては、これまで福祉課から紙媒体で世帯の生活保護の受給の有無について資料の提供を受けていたが、市民税非課税世帯及び多子世帯の減免の審査と同様に放課後児童クラブ管理システムにおいて減免判定等の処理を行うことで事務処理の効率化を図り、より速やかに減免申請に対する決定を行うことができるようにするため、放課後児童クラブ管理システムを改修予定であることから、目的外利用登録を変更するもの

生活保護業務の変更について

1 業務の名称 生活保護業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
利用又は提供する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input checked="" type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()

3 変更理由

放課後児童クラブ管理システムにおいて生活保護受給世帯の放課後児童クラブ利用者負担金の減免判定等の処理を行うことで事務処理の効率化を図り、より速やかに減免申請に対する決定を行うため

4 変更期日

平成30年9月25日

5 業務の概要

(1) 実施目的

病気やけがで働けなくなり収入がなくなった場合など、何らかの原因によって生活に困窮する世帯に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けて支援を行う。

(2) 業務内容

生活保護法に基づく面接、相談、保護の決定、実施に関する業務

目的外利用

保有個人情報 登録票（変更）（諮問）
外部提供

課名 生活排水対策課

業務の名称	下水道事業受益者負担金（分担金）の賦課、徴収業務	
利用又は提供する目的	公共下水道の整備に当たり、工事説明会の案内、接続ます設置の確認及び私道内公共下水道設置申請の確認等のため (根拠法令：)	
利用又は提供する保有個人情報項目	氏名、住所、土地情報、建物情報	
利用又は提供する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供する相手先	名称	下水道建設課
	業務の名称	公共下水道事業建設業務
利用又は提供する期間	随時	

【下水道事業受益者負担金（分担金）の賦課、徴収業務の目的外利用登録の変更について】

公共下水道の整備は、公道に下水道管を埋設して行うのが原則であるが、排水設備設置の促進及び個人の費用負担の軽減を図るため、関係者の申請により私道内への公共下水道の設置工事を市の負担で行っている。私道内公共下水道の設置には土地所有者の同意を必要とし、以前より下水道事業受益者負担金システムで1月1日現在の土地所有者を確認しているが、この度目的外利用登録票の登録内容の見直しを行い、利用する目的の範囲が明確となるよう、利用する目的等の記述を整理するもの

下水道事業受益者負担金（分担金）の賦課、徴収業務の変更について

1 業務の名称 下水道事業受益者負担金（分担金）の賦課、徴収業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
利用又は提供する目的	不在地主を把握し____、工事説明会の案内及び接続柵設置の確認____ ____等のため	公共下水道の整備に当たり、工事説明会の案内、____接続ます設置の確認及び私道内公共下水道設置申請の確認等のため
利用又は提供する期間	3年間	随時

3 変更理由

目的外利用登録票の登録内容を見直し、公共下水道の整備の一つとして行う私道内公共下水道の設置に係る事務を明示することにより、利用する目的の範囲を明確にするため

4 変更期日

平成30年9月25日

5 業務の概要

(1) 実施目的

下水道事業受益者負担金（分担金）の賦課、徴収をするため

(2) 業務内容

原則として3年以内に下水道の供用が見込まれる区域の、1月1日（賦課期日）現在の土地所有者に対して、下水道法、上越市公共下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例の規定に基づき下水道事業受益者負担金（分担金）を賦課、徴収する。

目的外利用
 保有個人情報 登録票 (諮問)
 外部提供

課名 文化振興課

業務の名称	雁木整備事業補助金業務	
利用又は提供する目的	専門家の知見により地域資源である雁木の現況と増減の要因を分析し、その保存及び活用を図るため (根拠法令：)	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、住所、整備をしようとする雁木の所在地、整備内容など補助金の交付申請書にある情報	
利用又は提供する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供する相手先	名称	新潟大学黒野研究室
	業務の名称	上越市高田の雁木通り存続に関する研究
利用又は提供する期間	随時	

【雁木整備事業補助金業務の外部提供登録について】

本市では、平成16年度から地域指定を行った地域の協議会（雁木の保存・活用に関する地域の任意協定を定めている団体をいう。）の住民等が雁木の修繕、新築等を行う場合に、その事業費を補助することにより雁木の保存を図り、雁木をいかしたまちづくりに取り組んできた。先頃新潟大学黒野研究室から、高田の雁木通り存続に関する研究のための雁木整備事業補助金業務に係る情報の提供依頼があった。本市としても、今後雁木の保存と活用を進めていく上で、雁木の現況と増減の要因を専門家の知見により分析することに利点があるため、必要な外部提供登録をするもの。なお、本件の外部提供は、平成30年2月から実施しているが、諮問を失念していたものである。

雁木整備事業補助金業務の外部提供について

- 1 業務の名称 雁木整備事業補助金業務
- 2 業務の概要
 - (1) 実施目的
雁木の修繕、新築等を行う市民に対し補助金を交付することにより、雁木をいかしたまちづくりを実現するため
 - (2) 業務内容
連たんする雁木が存する地域として市長が指定した地域の住民が雁木の修繕、新築等を行う場合に、補助金を交付する。
- 3 利用又は提供する個人情報の項目
氏名、住所、整備をしようとする雁木の所在地、整備内容など補助金の交付申請書にある情報
- 4 利用又は提供できる理由
本人の同意があるため又は学術研究の目的のため
- 5 利用又は提供する方法
閲覧
- 6 利用又は提供する相手先の業務の概要について
 - (1) 業務の名称
上越市高田の雁木通り存続に関する研究
 - (2) 業務の概要
雁木の実測結果及び施策実績から雁木の存続や延長増加の要因を把握するもの
- 7 利用期日又は提供開始日
平成30年2月22日

第1号様式(第2条関係)

補助金交付申請書

次のとおり交付くださるよう申請します。

年 月 日

(宛先)上越市長

申請者	住所				
	氏名又は名称		①		
補助事業の目的及び内容		任意協定で定めた目的を参考に、記入してください。			
事業	収入		支出		
	区分	金額	区分	金額	説明 内容は別紙見積書のとおり
	市補助金	(A) 円	工事費	(B) 円	
	自費工事準備金	(B) - (A) 円			
費計		(B) (見積額)	計	(B) 円	
交付を受けようとする補助金の額		(A)	補助事業の完了予定日		年 月 日
同算出基礎		・補助金限度額以内の場合 $(B) \times 0.5 < 450,000 \text{円} \Rightarrow \text{補助金額} = (A)$ ・補助金限度額を超過する場合 $(B) \times 0.5 > 450,000 \text{円} \Rightarrow \text{補助金額} = 450,000 \text{円} (A)$			
その他		収支予算書、図面、事業概要等を添付			

1,000円未満を切り捨てた額になります。

工事完了予定日を記入してください。

(上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓

- (1) 補助金を暴力団の活動に使用しません。
 - (2) 補助金の交付の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与することはありません。
 - (3) (1)又は(2)に反する場合は、この申請を却下され、補助金の交付の決定を取り消され、又は交付を受けた補助金を返還することを承諾します。
- 上記について誓約します。(□にレ点を記入してください。)

(交付・不交付の決定)

※ 補助金の名称		※ 交付決定額	円
※ 交付条件等	・ 交付時期及び金額 ・ 不交付の場合 その理由 ・ 補助金決定の経過 ・ 交付条件 別添 補助金交付決定通知書のとおり		※ 支出科目
			※ 予算額
			千円

※欄は、申請者において記載しないこと。

補助金交付申請対象事業補足書類

- 申請工事場所住所

- 当該地域の任意協定名

コンピュータ結合登録票（諮問）

課 名 人事課

業 務 の 名 称	給与債権の供託業務
結 合 す る 理 由	強制執行による差押えがあった給与債権に係る供託の申請をオンライン申請で行うことにより、業務の効率化を図るため (根拠法令：民事執行法)
結合する相手先の名称	法務局
結 合 す る 期 間	平成30年9月25日から業務終了まで
取り扱う個人情報の項目	氏名、住所、収入情報、債務情報
結合する相手先における保護措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・データ暗号化（SSL）通信による結合 ・電子証明書（政府共用認証局自己署名証明書）による認証 ・申請者ID及びパスワードによる認証

【給与債権の供託業務のコンピュータ結合登録について】

強制執行により、職員の給与債権が差し押さえられ、当該給与債権を供託する場合において、供託の申請をオンラインで行うことにより事務の効率化を図るため、コンピュータ結合登録をするもの

給与債権の供託業務のコンピュータ結合の概要について

1 業務の名称 給与債権の供託業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

職員に給与を支給する業務において、強制執行により給与債権が差し押さえられた場合に、法令の規定に基づき、当該給与債権を供託するため

(2) 業務内容

- ・ 供託の申請
- ・ 受理決定通知の受領
- ・ 供託金の納付

3 取り扱う個人情報の項目

氏名、住所、収入情報、債務情報

4 結合する期間

平成30年9月25日から業務終了まで

個人情報取扱業務委託登録票（諮問）

課 名 スポーツ推進課

委託する業務の名称	(仮称) 上越市体操アリーナ整備事業テレビ電波受信障害対策業務
委託する相手先	受注者
委託する理由	(仮称) 上越市体操アリーナの建設に伴いテレビ電波の受信障害の発生が想定される世帯について、事前に実施した戸別調査の結果に基づき、対策工事を行うため
委託する期間	平成30年10月1日から平成32年3月31日まで（予定）
取り扱う個人情報の項目	氏名、住所、電話番号、建物情報（アンテナ設置箇所、宅内配線状況、テレビ設置数）
個人情報の提供方法	文書の交付
個人情報保護に係る委託条件	個人情報の漏えいの防止のほか、受託事業者以外への利用や第三者への提供の禁止、再委託の禁止と提供資料の返還義務、個人情報の管理についての調査に応ずる義務、事故等の報告義務、契約違反の場合の契約解除や損害賠償義務

【(仮称) 上越市体操アリーナ整備事業テレビ電波受信障害対策業務の業務委託登録及び(仮称) 上越市体操アリーナ整備事業テレビ電波受信障害詳細調査業務の業務委託登録の廃止について】

(仮称) 上越市体操アリーナの建設に伴いテレビ電波の受信障害の発生が想定される世帯の戸別調査が完了したことから、調査業務の業務委託登録を廃止するとともに、戸別調査の結果に基づき受信障害の発生が想定される世帯の対策工事を行うことから、必要な業務委託登録を行うもの

(仮称) 上越市体操アリーナ整備事業テレビ電波受信障害対策業務の概要について

1 業務の名称 (仮称) 上越市体操アリーナ整備事業テレビ電波受信障害対策業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

(仮称) 上越市体操アリーナの建設に伴いテレビ電波の受信障害の発生が想定される世帯について、テレビの受信環境を確保するため、事前に実施した戸別調査の結果に基づき、対策工事を行うもの

(2) 業務内容

- ・受信障害発生想定世帯の工事日程の調整
- ・対策工事の実施
- ・工事完了報告書の作成

3 取り扱う個人情報の項目

氏名、住所、電話番号、建物情報(アンテナ設置箇所、宅内配線状況、テレビ設置数)

4 委託する期間

平成30年10月1日から平成32年3月31日まで(予定)

5 個人情報の提供方法

文書の交付

1. 本報告之內容係根據本會所屬各機關、團體、學校、及社會人士之提供資料而彙編而成，其內容之真實性與準確性，本會不負責任。

2. 本報告之內容僅供參考之用，不得作為任何法律行為之依據。如有任何疑義，請逕向本會查詢。

中華民國 108 年 12 月 31 日

本報告之內容係根據本會所屬各機關、團體、學校、及社會人士之提供資料而彙編而成，其內容之真實性與準確性，本會不負責任。

本報告之內容僅供參考之用，不得作為任何法律行為之依據。如有任何疑義，請逕向本會查詢。

本報告之內容係根據本會所屬各機關、團體、學校、及社會人士之提供資料而彙編而成，其內容之真實性與準確性，本會不負責任。

本報告之內容僅供參考之用，不得作為任何法律行為之依據。如有任何疑義，請逕向本會查詢。

本報告之內容係根據本會所屬各機關、團體、學校、及社會人士之提供資料而彙編而成，其內容之真實性與準確性，本會不負責任。

本報告之內容僅供參考之用，不得作為任何法律行為之依據。如有任何疑義，請逕向本會查詢。

本報告之內容係根據本會所屬各機關、團體、學校、及社會人士之提供資料而彙編而成，其內容之真實性與準確性，本會不負責任。

本報告之內容僅供參考之用，不得作為任何法律行為之依據。如有任何疑義，請逕向本會查詢。

本報告之內容係根據本會所屬各機關、團體、學校、及社會人士之提供資料而彙編而成，其內容之真實性與準確性，本會不負責任。

本報告之內容僅供參考之用，不得作為任何法律行為之依據。如有任何疑義，請逕向本會查詢。

上総第32654号

平成30年9月25日

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

会長 大森康正様

上越市長 村山秀幸

上越市個人情報保護条例の規定に基づく報告について

上越市個人情報保護条例の規定に基づき、下記の業務の登録について報告します。

記

(仮称) 上越市体操アリーナ整備事業テレビ電波受信障害詳細調査業務 (スポーツ推進課) 【業務委託登録廃止】

個人情報取扱業務委託登録の廃止（報告）

課 名 スポーツ推進課

業務の名称	(仮称) 上越市体操アリーナ整備事業テレビ電波受信障害詳細調査業務
委託の相手先の名称	株式会社 横瀬オーディオ
廃止年月日	平成30年7月12日
廃止する理由	(仮称) 上越市体操アリーナの建設に伴うテレビ電波の受信障害の発生が想定される世帯の戸別調査が完了したため
個人情報の回収 ・ 廃棄方法	文書及び図面の破砕

目的外利用

保有個人情報 登録票（変更）（諮問）
外部提供

課 名 税務課

業務の名称	個人住民税賦課業務	
利用又は提供 する目的	助成対象者決定のため (根拠法令：)	
利用又は提供 する保有個人 情報の項目	氏名、住所、生年月日、賦課情報	
利用又は提供 する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input checked="" type="checkbox"/> その他（総合福祉システムでの閲覧）	
利用又は提供 する相手先	名称	高齢者支援課
	業務の名称	要援護世帯除雪費助成等業務
利用又は提供 する期間	随時	

【個人住民税賦課業務の目的外利用登録の変更について】

本業務の個人情報の目的外利用を行っている要援護世帯除雪費助成等業務において、助成対象世帯の審査事務の効率化を図るため、目的外利用の方法を、システムで個別に対象世帯を閲覧させる方法から要件に該当する世帯を抽出した情報を提供する方法に変更するもの

個人住民税賦課業務の変更について

1 業務の名称 個人住民税賦課業務

2 変更箇所

変更箇所	変 更 前	変 更 後
利用又は提供する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input checked="" type="checkbox"/> その他（総合福祉システムでの閲覧）	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input checked="" type="checkbox"/> その他（総合福祉システムでの閲覧）

3 変更理由

目的外利用をしている要援護世帯除雪費助成等業務の審査事務の効率化を図るため

4 変更期日

平成30年9月25日

5 業務の概要

(1) 実施目的

個人住民税を賦課するため

(2) 業務内容

所得額、世帯状況など個人住民税の賦課に必要な情報を基に、当該年度における個人住民税の額を決定し、賦課する。

上総第 3 2 6 5 6 号
平成 3 0 年 9 月 2 5 日

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

会長 大 森 康 正 様

上越市長 村 山 秀 幸

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会条例の規定に基づく
諮問及び報告について

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会条例の規定に基づき、下記の特定個人情報保護評価について諮問し、及び報告します。

記

- 1 上越市障害者等に対するタクシー利用料金及び自家用車の燃料費並びに施設への通所等のための交通費の助成に関する事務【諮問】
- 2 個人住民税の賦課に関する事務その他 6 件の事務【諮問及び報告】

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
50	上越市障害者等に対するタクシー利用料金及び自家用車の燃料費並びに施設への通所等のための交通費の助成に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上越市は、障害者等に対するタクシー利用料金及び自家用車の燃料費並びに施設への通所等のための交通費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

新潟県上越市長

公表日

[平成30年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者等に対するタクシー利用料金及び自家用車の燃料費並びに施設への通所等のための交通費の助成に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・上越市タクシー利用料金等助成事業実施要綱に基づき、障害者等の社会参加を助長するとともに、経済的負担の軽減を図り、もって障害者等の福祉の向上に資することを目的に、障害者等にタクシーの利用料金及び自家用車の燃料費並びに施設への通所等のための交通費の一部を助成する。 ・特定個人情報は、次の事務に利用する。 <ol style="list-style-type: none"> ①タクシー利用券交付申請書の受理、審査、交付決定の通知 ②障害者自動車燃料購入券交付申請書の受理、審査、交付決定の通知 ③施設等通所交通費助成申請書件請求書の受理、審査、助成決定の通知
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・MCWEL障がい者福祉V2システム ・住民基本台帳システム ・申告支援システム ・団体内統合利用番号連携サーバー ・自治体中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
・障害者等に対するタクシー利用料金及び自家用車の燃料費並びに施設への通所等のための交通費の助成に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 番号法第9条第2項 2. 上越市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年上越市条例第123号）
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 情報提供の根拠 なし 2. 情報照会の根拠 <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第2項及び第19条第14号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に準ずるものとして同条第14号に規定する特定個人情報の提供の制限の特例を定める規則 ・上越市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条及び別表第2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	上越市 総務管理部 総務管理課 〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	上越市 健康福祉部 福祉課 〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 電話 025-526-5111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

個人情報保護評価書 変更箇所

※下線部が変更・追加箇所
 ※人事異動に伴う所属長の変更、システム更新に伴うシステム名称の変更は割愛

No.	課名	保護評価書番号	区分	項目番号	変更概要	諮問／報告	変更前	変更後	変更の理由
1	税務課	6	重点項目評価	I>2>システム3 >③	その他システムとの接続の変更	報告	[] 税務システム	[O] 税務システム	事務を精査したところ、地方税ポータルシステム(eLTAX)は税務システムと接続されていることを確認したため、変更する。
2	税務課	6	重点項目評価	II>5>提供先3	提供先の変更	報告	(なし)	「市民税・県民税 特別徴収義務者」分を新規調製	事務を精査したところ、市民税・県民税特別徴収義務者への提供が漏れていたため、追記する。
3	税務課	6	重点項目評価	III>5	ルール内容及びルール遵守の確認方法	諮問	番号法及び地方税法並びに個人情報保護条例等の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアルどおりに特定個人情報の提供・移転を行う。	番号法及び地方税法並びに個人情報保護条例等の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、別に定める業務以外は提供・移転が行われないよう作業は複数の職員で行う。 提供先3に関する事務については、平成30年5月に、全ての事業所に送付する紙ベースの正本と、希望する事業所に送信する副本データの内容に不一致があったことから、当市事務決裁規程に基づく従前の確認に加え、決裁後送信前に担当者において最終チェックを行う。	チェック体制をより具体化するため、変更する。
4	税務課	6	重点項目評価	III>5	その他のリスク及びそのリスクに対する措置の変更	諮問	(なし)	※平成30年5月に発生したマイナンバーの漏えい(データの誤送信)を受けて、提供先3に関する事務については、全ての事業所に送付する紙ベースの正本と、希望する事業所に送信する副本データの内容に不一致があったことから、当市事務決裁規程に基づく従前の確認に加え、決裁後送信前に担当者において最終チェックを行う。	リスクに対する措置の内容について、平成30年5月に発生した漏えい案件を受け、リスクに対する措置を追記する。
5	建築住宅課	8	基礎項目評価	I>1>②	事務の概要の変更	報告	公営住宅法(昭和26年法律第193号)に基づき、住宅に困窮する低額所得者を対象に、低廉な家賃で住宅を提供する。 ①～⑭ 略	公営住宅法(昭和26年法律第193号)に基づき、住宅に困窮する低額所得者を対象に、低廉な家賃で住宅を提供する。 ①～⑭ 略 ⑮高所得者の家賃の決定	特定個人情報を利用することのできる事務の範囲(番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令)を精査したところ、事務の概要に追加すべき事項があったため、変更する。
6	建築住宅課	10	基礎項目評価	I>4>②	法令上の根拠の変更	報告	1. 情報提供の根拠 なし 2. 情報照会の根拠 なし ・番号法第9条第2項及び第19条第14号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に準ずるものとして同条第14号に規定する特定個人情報の提供の制限の特例を定める規則(案) ・上越市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条及び別表第2	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二並びに上越市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条及び別表第2 1. 別表第二における情報提供の根拠 なし 2. 別表第二における情報照会の根拠 第85の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条の4	番号法別表第二において照会の根拠となる規定が追加されたため、変更する。

No.	課名	保護評価書 番号	区分	項目番号	変更概要	諮問 報告	変更前	変更後	変更の理由
7	健康づくり推進課	26	重点項目評価	I>5>②	法令上の根拠の変更	報告	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1. 別表第二における情報提供の根拠 <ul style="list-style-type: none"> ・なし 2. 別表第二における情報照会の根拠 <ul style="list-style-type: none"> ・第17、18、19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の3、第13条、第13条の2 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1. 別表第二における情報提供の根拠 <ul style="list-style-type: none"> ・第16の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2 2. 別表第二における情報照会の根拠 <ul style="list-style-type: none"> ・第16の2、17、18、19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 	<p>平成30年6月27日付け番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令が改正されたことに伴う必然的な変更</p> <p>※この改正により、市町村において情報提供できる情報が具体的に定められたことにより、情報提供が可能となった。</p>
8	健康づくり推進課	26	重点項目評価	II>5	提供・移転の有無の変更	報告	[]提供を行っている	[○]提供を行っている	同上
9	健康づくり推進課	26	重点項目評価	II>5>提供先1 >①	法令上の根拠の変更	報告	(なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法 別表第二 第16の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2 	同上
10	健康づくり推進課	26	重点項目評価	II>5>提供先1 >②	提供先における用途の変更	報告	(なし)	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	同上
11	健康づくり推進課	26	重点項目評価	II>5>提供先1 >③	提供する情報の変更	報告	(なし)	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの	同上
12	健康づくり推進課	26	重点項目評価	II>5>提供先1 >④	提供する情報の対象となる本人の数の変更	報告	(なし)	10万人以上100万人未満	同上
13	健康づくり推進課	26	重点項目評価	II>5>提供先1 >⑤	提供する情報の対象となる本人の範囲の変更	報告	(なし)	上越市に住民登録があり、予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者及び既接種者	同上
14	健康づくり推進課	26	重点項目評価	II>5>提供先2 >⑥	提供方法の変更	報告	[]情報提供ネットワークシステム	[○]情報提供ネットワークシステム	同上
15	健康づくり推進課	26	重点項目評価	II>5>提供先2 >⑦	時期・頻度の変更	報告	(なし)	照会を受けたら都度	同上
16	福祉課	30	基礎項目評価	I>4>①	有無の変更	報告	実施しない	実施する	平成30年7月から情報連携が可能な事務として追加されたことに伴う必然的な変更
17	福祉課	30	基礎項目評価	I>4>②	法令上の根拠の変更	報告	(なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1. 別表第二における情報提供の根拠 <ul style="list-style-type: none"> ・第66の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第37条 2. 別表第二における情報照会の根拠 <ul style="list-style-type: none"> ・第66の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第37条 	同上

No.	課名	保護評価書 番号	区分	項目番号	変更概要	諮問 ／ 報告	変更前	変更後	変更の理由
18	福祉課	45	基礎項目評価	I > 1 > ②	事務の概要の変更	報告	<p>・生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。</p> <p>・特定個人情報とは、以下の事務に利用する。</p> <p>①保護の実施 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、申請に係る事実の審査又は申請に対する応答 ③要保護者及び被保護者であった者の資産、収入等に関する調査 ④職権による保護の開始若しくは変更 ⑤保護の停止若しくは廃止 ⑥就労自立給付金の支給申請の受理、申請に係る事実の審査又は申請に対する応答 ⑦保護に要する費用の返還 ⑧徴収金の徴収</p>	<p>・生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金及び進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。</p> <p>・特定個人情報とは、以下の事務に利用する。</p> <p>①保護の実施 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、申請に係る事実の審査又は申請に対する応答 ③要保護者及び被保護者であった者の資産、収入等に関する調査 ④職権による保護の開始若しくは変更 ⑤保護の停止若しくは廃止 ⑥就労自立給付金及び進学準備給付金の支給申請の受理、申請に係る事実の審査又は申請に対する応答 ⑦保護に要する費用の返還 ⑧徴収金の徴収</p>	平成30年10月1日付けの生活保護に関する厚生労働省告示の改正により、進学準備給付金が創設されることに伴う必然的な変更
19	収納課	47	重点項目評価	II > 3 > ①	入手元の変更	報告	市民課、税務課、保育課、国保年金課、建築住宅課	市民課、税務課、保育課、国保年金課、建築住宅課、高齢者支援課、南・北出張所、13区市民生活福祉グループ	平成29年4月1日から当市の債権を一括して収納課にて取り扱うこととなったことに伴う必然的な変更

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	上越市 個人住民税の賦課に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上越市は、個人住民税の賦課事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

新潟県上越市長

公表日

[平成30年5月 様式3]

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

システム6									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、統合宛名管理システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得(※1)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p> <p>(※1)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。</p> <p>(1)符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>(2)情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>(3)情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>(4)既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合宛名管理システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。なお、本市においては、中間サーバーとの接続連携は、団体内統合利用番号連携サーバーにおいて行う。</p> <p>(5)情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>(6)情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>(7)データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>(8)セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能。</p> <p>(9)職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>(10)システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 ()</td> <td></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()									
システム11～15									
システム16～20									

3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課情報ファイル、個人住民税収納情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	○番号法第9条第1項及び別表第一の第16の項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1. 別表第二における情報提供の根拠 <ul style="list-style-type: none"> ・第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第44条、第45条、第47条、第49条、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条 2. 別表第二における情報照会の根拠 <ul style="list-style-type: none"> ・第27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部税務課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構以外(各種共済組合、企業年金連合会等))) <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	対象者を正確に特定するとともに、公平・公正な賦課を行うため。	
④使用の主体	使用部署	財務部税務課、南・北出張所、各総合事務所市民生活・福祉グループ
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> <u><選択肢></u> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	・提出された各種課税資料を当市の税システムに取り込み、個人ごとに課税資料をとりまとめる。 ・各種課税資料を基に、住民税額を算定し、賦課決定する。 ・扶養調査に関して、各種課税資料に記載されている扶養者の情報を基に、重複扶養や誤った扶養控除申請がないかの調査を行う。	
	情報の突合	・課税対象者情報と課税資料の情報を突合 ・障害者関係情報と申告情報を突合 ・生活保護関係情報と申告情報を突合
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	個人住民税電算業務	
①委託内容	個人住民税システムの運用保守	
②委託先における取扱者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 BSNアイネット	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input type="radio"/>] 提供を行っている (3) 件 [<input type="radio"/>] 移転を行っている (29) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第7号別表第二に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二
②提供先における用途	番号法第19条第7号別表第二に定める事務
③提供する情報	番号法別表第二に定める住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	Ⅱ. 2. ③の範囲と同様
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会があった都度
提供先2～5	
提供先2	上越市教育委員会 学校教育課
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二の116項
②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	番号法別表第二に定める住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	Ⅱ. 2. ③の範囲と同様
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

提供先3	市民税・県民税 特別徴収義務者
①法令上の根拠	番号法第19条第2号
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	マイナンバー、氏名、住所、特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	II. 2. ③の範囲と同様
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (eLTAX)
⑦時期・頻度	年1回
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	健康福祉部 福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の8項
②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	番号法別表第二に定める住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	II. 2. ③の範囲と同様
⑥移転方法	[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

移転先2～5	
移転先2	健康福祉部 保育課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の8項
②移転先における用途	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	番号法別表第二に定める住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	II. 2. ③の範囲と同様
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先3	健康福祉部 こども課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の9項
②移転先における用途	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	番号法別表第二に定める住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	II. 2. ③の範囲と同様
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

移転先4	健康福祉部 健康づくり推進課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の10項
②移転先における用途	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	番号法別表第二に定める住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	II. 2. ③の範囲と同様
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先5	健康福祉部 福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の12項
②移転先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって、主務省令で定めるもの
③移転する情報	番号法別表第一に定める住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	II. 2. ③の範囲と同様
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先6～10	
移転先6	健康福祉部 福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の15項
②移転先における用途	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	番号法別表第二に定める住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	II. 2. ③の範囲と同様
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

移転先7	財務部 収納課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の16項	
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	番号法別表第二に定める住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	II. 2. ③の範囲と同様	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
移転先8	健康福祉部 国保年金課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の16項	
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	番号法別表第二に定める住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	II. 2. ③の範囲と同様	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
移転先9	都市整備部 建築住宅課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の19項	
②移転先における用途	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	番号法別表第二に定める住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	II. 2. ③の範囲と同様	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	

移転先10	健康福祉部 国保年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の30項
②移転先における用途	国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	番号法別表第一に定める住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	II. 2. ③の範囲と同様
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先11～15	
移転先11	財務部 収納課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の30項
②移転先における用途	国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	番号法別表第一に定める住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	II. 2. ③の範囲と同様
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先12	健康福祉部 福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の34項
②移転先における用途	知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	番号法別表第一に定める住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	II. 2. ③の範囲と同様
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

移転先13	都市整備部 建築住宅課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の35項
②移転先における用途	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二章第六項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③移転する情報	番号法別表第一に定める住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	II. 2. ③の範囲と同様
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先14	防災危機管理部 防災危機管理課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の36-2項
②移転先における用途	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による被災者台帳の作成に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③移転する情報	番号法別表第一に定める住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	II. 2. ③の範囲と同様
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先15	健康福祉部 こども課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の37項
②移転先における用途	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③移転する情報	番号法別表第一に定める住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	II. 2. ③の範囲と同様
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先16~20	

移転先16	健康福祉部 高齢者支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の41項
②移転先における用途	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	番号法別表第一に定める住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	II. 2. ③の範囲と同様
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先17	健康福祉部 こども課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の44項
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	番号法別表第一に定める住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	II. 2. ③の範囲と同様
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先18	健康福祉部 こども課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の45項
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	番号法別表第一に定める住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	II. 2. ③の範囲と同様
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

移転先19	健康福祉部 福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の47項
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	番号法別表第一に定める住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	II. 2. ③の範囲と同様
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先20	健康福祉部 健康づくり推進課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の49項
②移転先における用途	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	番号法別表第一に定める住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	II. 2. ③の範囲と同様
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<上越市における措置> 生体認証にて入退室管理を行っているサーバ室に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスは、ID/パスワード及び生体認証を必要とする。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民税賦課情報(157項目)

1使用端末ID 2市区町村コード 3年度 4個人番号 5SEQ 6徴収区分 7併徴区分 8事業所番号カナ 9事業所番号数字 10受給者番号 11事業所内連番 12資料区分 13均等割区分 14生年月日(西暦) 15生年月日(和暦) 16未成年者区分 17通知書番号 18課税所得金額合計 19寄付金控除額 20所得控除合計 21課税標準額合計 22算出所得税額 23相当控除額 24住宅借入金等特別控除額 25政支寄付金控除 26差引所得税額 27災害減免 28外国税額 29定率減税前所得税額 30定率減税額 31所得税額 32所得税額(入力値) 33所得税額(決定値) 34営業所得額 35農業所得額 36その他事業所得額 37不動産所得額 38利子所得額 39証券配当所得額 40配当所得額(一般分) 41配当所得額(外貨建以外) 42配当所得額(外貨建分) 43給与収入 44専従者給与収入 45追加の給与収入 46給与と特定支出額 47雑所得額(年金) 48雑所得額(その他) 49公的年金収入 50総合短期譲渡所得額 51総合短期譲渡特別控除前額 52総合短期譲渡特別控除額 53総合長期譲渡所得額 54総合長期譲渡特別控除前額 55総合長期譲渡特別控除額 56一時所得額 57一時特別控除前額 58一時特別控除額 59変動所得額 60前年2年以内の変動所得額 61臨時所得額 62土地等の事業所得額 63超短期土地事業所得額 64超短期土地事業特別控除前額 65超短期土地事業特別控除額 66分離短期譲渡一般所得額 67分離短期譲渡一般特別控除前額 68分離短期譲渡一般特別控除額 69分離短期譲渡一般条例区分 70分離短期譲渡軽減所得額 71分離短期譲渡軽減特別控除前額 72分離短期譲渡軽減特別控除額 73分離短期譲渡軽減条例区分 74分離長期譲渡一般所得額 75分離長期譲渡一般特別控除前額 76分離長期譲渡一般特別控除額 77分離長期譲渡一般条例区分 78分離長期譲渡特定所得額 79分離長期譲渡特定特別控除前額 80分離長期譲渡特定特別控除額 81分離長期譲渡特定条例区分 82分離長期譲渡軽減所得額 83分離長期譲渡軽減特別控除前額 84分離長期譲渡軽減特別控除額 85分離長期譲渡軽減条例区分 86分離長期譲渡軽減所得額 87分離長期譲渡軽減特別控除前額 88分離長期譲渡軽減特別控除額 89分離長期譲渡軽減条例区分 90分離長期譲渡任意所得額 91分離長期譲渡任意特別控除前額 92分離長期譲渡任意特別控除額 93分離長期譲渡任意条例区分 94上場株式等の譲渡所得額 95未公開株式等の譲渡所得額 96先物取引所得 97山林所得額 98山林特別控除前額 99山林特別控除額 100山林条例区分 101退職所得額 102退職所得額(分離課税) 103非課税所得額 104免税所得額 105免税外肉用牛の売却価格 106免税外肉用牛の売却による所得額 1070円所得コード(内部)① 1080円所得コード(内部)② 1090円所得コード(内部)③ 1100円所得コード(内部)④ 1110円所得コード(内部)⑤ 112繰越損失額 113繰越純損失額 114繰越譲渡所得額 115繰越雑損失額 116雑損控除額 117医療費控除額 118社会保険料控除額 119小規模企業共済等掛金控除額 120本人特別障害者 121本人その他障害者 122本人老年者 123本人寡婦一般 124本人寡婦特別 125本人寡夫 126本人勤労学生 127控対配あり 128老配あり 129夫あり 130控対配同居特障者 131配偶者所得額 132特定扶養数 133老人扶養数 134同居老親扶養数 135その他扶養数 136特別障害者扶養数 137同居特別障害者扶養数 138その他障害者扶養数 139雑損損害金 140雑損補填金額 141雑損差引損失額 142雑損災害関連支出額 143医療支払金額 144医療補填金額 145医療負担金額 146生保国税控除額 147生保一般保険料支払額 148生保個人年金保険料支払額 149損保国税控除額 150損保短期損害保険料支払額 151損保長期損害保険料支払額 152寄付金支出額 153青色 154白色 155専従者(配偶者) 156専従者(配偶者以外) 157専従者給与控除額

(2) 宛名情報(85項目)

1削除区分 2管理市町村コード 3個人法人番号 4シーケンス番号 5改製番号 6履歴番号 7履歴区分 8個人法人区分 9個人法人番号枝番 10宛名種類 11住民区分 12外国人区分 13法人コード前 14法人コード後 15世帯番号 16順位 17市内市外区分 18自治省コード 19郵便番号 20大字コード 21支所コード 22地区コード 23行政区コード 24自治会加入区分 25組・家並コード 26準世帯コード 27甲乙区分 28地番コード・本番 29地番コード・枝番 30地番コード・末番 31住所編集判定区分 32方書コード 33漢字住所編集判定 34都道府県名漢字 35市区町村名漢字 36町名漢字 37漢字編集済番地 38漢字方書 39住所カナ 40方書カナ 41カナ氏名 42漢字宛名氏名 43漢字宛名氏名字オーバー判定 44カナ氏名2 45漢字宛名氏名2 46濁点なしカナ氏名 47生年月日(和暦) 48生年月日(西暦) 49性別 50第一続柄 51家族判定・判定 52家族判定・順位 53住民日 54住民日届出日 55住民日事由 56非住民日 57非住民日届出日 58非住民日事由 59転出確定日 60住記ネット番号 61世帯電話番号 62世帯有線番号 63個人電話番号 64FAX番号 65世帯E-MAILアドレス 66個人E-MAILアドレス 67配偶者個人コード 68有効開始日 69異動届出日 70異動事由 71税異動事由 72税異動年月日 73税用住民区分 74除票判定 75転入前住所判定 76システム日付 77システム時刻 78処理職員番号 79処理端末識別 80旧管理市町村コード 81旧宛名番号 82旧管理市町村コード2 83旧宛名番号2 84同一人フラグ 85同定先個人番号

(3) 口座情報(35項目)

1管理市町村コード 2宛名番号 3税目(内部) 4履歴シーケンス 5税目(表示) 6異動事由 7異動年月日 8銀行コード(本店) 9銀行コード(支店) 10口座種別 11口座番号 12口座名義人コード 13口座名義人名カナ 14口座名義人名漢字 15有効開始年月(口座) 16有効終了年月(口座) 17口座申込日 18納組 19有効開始年月(納組) 20有効終了年月(納組) 21納組異動日 22振替区分(固定) 23振替区分(住民税) 24振替区分(国保) 25受付番号 26システム日付 27システム時刻 28処理者職員番号 29処理端末識別 30旧管理市町村コード 31旧宛名番号 32旧管理市町村コード2 33旧宛名番号2 34同一人フラグ 35同定先個人番号

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名							
個人住民税賦課情報ファイル、個人住民税収納情報ファイル							
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）							
リスク： 目的外の入手が行われるリスク							
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの申告情報については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示等により本人確認を行い、対象者であることを確認する。 ・照会を行う際は、番号法に定められている事務であることを確認し、照会文書等を送付する場合は、対象者に関する必要な情報項目のみを記載する。 ・他の業務システムとのデータ連携については、税業務で利用する情報のみが保存されたデータベースから連携をしており、利用範囲外の情報入手を抑制している。 						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
＜選択肢＞							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
<ul style="list-style-type: none"> ・事業所や個人に対して、書面を送付し提出を依頼する際に用途と利用について詳細な説明を行う。 ・返送先の誤りを防ぐために、同封する文書や添書に返信先の明記や、返信用封筒の添付等を行う。 							
3. 特定個人情報の使用							
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク							
リスクに対する措置の内容	システム毎のアクセス制限と利用者単位のアクセス権限管理により、事務に必要な情報との紐付けができないよう制御を行っている。						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
＜選択肢＞							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク							
ユーザ認証の管理	[行っている] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 行っている</td> <td style="text-align: center;">2) 行っていない</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 行っている	2) 行っていない		
＜選択肢＞							
1) 行っている	2) 行っていない						
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する職員を特定し、当該職員のパスワードによる認証及び生体認証を行っている。 ・システムを利用する職員を特定し、職員毎に利用可能な機能を制限している。 ・認証に使用するパスワードは、定期的に変更する運用を行っている。 						
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。 ・コンピュータの画面をのぞかれないよう、窓口に近い場合は覗き見防止フィルターを設置している。 						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
＜選択肢＞							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
入手した情報についてはシステムで氏名・生年月日等の情報で照合を行い、誤った情報や目的外の情報については事務に利用しないことを徹底する。							

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を含む資料の管理に関する事項 ・機密保持を図るための作業場所等の制限に関する事項 ・受託者による従事者に対する教育、啓発義務に関する事項 ・秘密保持義務に関する事項 ・再委託の禁止に関する事項 ・目的外利用の禁止に関する事項 ・市による検査・監督権に関する事項
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
1 委託業務の作業従事者に関する名簿及び連絡体制図並びに、個人情報取扱誓約書の提出を義務付けている 2 作業従事者に対し必要な教育・啓発を行うとともに、セキュリティーに関する社内規定の作成・提出を義務付けている	
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない	
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び地方税法並びに個人情報保護条例等の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、別に定める業務以外は提供・移転が行われないよう作業は複数の職員で行う。 提供先3に関する事務にあつては、平成30年5月に、全ての事業所に送付する紙ベースの正本と、希望する事業所に送信する副本データの内容に不一致があつたことから、当市事務決裁規程に基づく従前の確認に加え、決裁後送信前に担当者において最終チェックを行う。
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力（書き込み）の際に職員の立会いを必要とする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
※平成30年5月に発生したマイナンバーの漏えい（データの誤送信）を受けて、提供先3に関する事務にあつては、全ての事業所に送付する紙ベースの正本と、希望する事業所に送信する副本データの内容に不一致があつたことから、当市事務決裁規程に基づく従前の確認に加え、決裁後送信前に担当者において最終チェックを行う。	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><番号連携サーバのソフトウェアにおける措置> ①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。</p> <p><番号連携サーバの運用における措置> ①番号連携サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p><中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている</p>	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><番号連携サーバのソフトウェアにおける措置> ①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。</p> <p><番号連携サーバの運用における措置> ①番号連携サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p><中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p>		

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p><番号連携サーバのソフトウェアにおける措置></p> <p>①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。</p> <p>②番号連携サーバは自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の入手・提供のみを実施するよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>③番号連携サーバと自機関向けの中間サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p><番号連携サーバの運用における措置></p> <p>①番号連携サーバの職員認証・権限設定において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p> <p><中間サーバーの運用における措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p>		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバー及びパソコンにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルを定期的に更新することで、新種のウイルスへの対策を実施する。 ・ファイアウォールによる通信制御を行い、業務上不必要な通信については制限を行う。 ・パソコンへのソフトウェアインストール制限を行い、不正プログラムのインストールを防止する。 ・日時で従サーバーへ本ファイルの副本のバックアップを行うことで、高可用性を確保する。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
情報の安全性・正確性を確保するため、職場での会話や机上の整理等に注意を払うとともに、情報資産の持ち出しは行わない。		

8. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	番号法及び地方税法並びに個人情報保護条例等の規定に基づき認められる特定個人情報の入手・提供・管理等についてマニュアルを整備するとともに、毎年e-ラーニングによる管理職員又は一般職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施し、その取扱いに関する必要な知識や技術を習得させるとともに、その記録を残す。
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 上越市 総務管理部 総務管理課 電話025-526-5111
②請求方法	上越市個人情報保護条例(第12条、13条、14条、15条)に基づき、必要事項を記載した請求書を提出する。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 上越市 財務部 税務課 電話025-526-5111
②対応方法	問い合わせを受け付け、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年7月29日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	平成27年8月11日
②方法	上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会による特定個人情報保護評価書の内容審査
③結果	承認

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	上越市公営住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上越市は、公営住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

新潟県上越市長

公表日

平成30年7月9日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅の管理に関する事務
②事務の概要	<p>公営住宅法(昭和26年法律第193号)に基づき、住宅に困窮する低額所得者を対象に、低廉な家賃で住宅を提供する。</p> <p>①公営住宅への入居者の決定 ②家賃の決定 ③家賃又は金銭を減免する決定 ④敷金を減免する決定 ⑤家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定 ⑥公営住宅の入居者が、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときの承認 ⑦公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が、引き続き当該公営住宅に居住する際の承認 ⑧公営住宅の明渡しの請求の決定 ⑨他の住宅をあつせんする事務 ⑩公営住宅の入居者の収入の状況について報告を求める事務 ⑪高額所得者から金銭を徴収する事務 ⑫明渡し期限を延長する事務 ⑬事業主体である都道府県知事又は市町村長の定める条例に規定する事務 ⑭収入超過者の家賃の決定 ⑮高額所得者の家賃の決定</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅管理システム ・住民基本台帳システム ・団体内統合利用番号連携サーバー ・自治体中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
公営住宅情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第一の第19項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第18条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;">1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1. 別表第二における情報提供の根拠なし 2. 別表第二における情報照会の根拠 第31項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第22条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	都市整備部 建築住宅課
②所属長	建築住宅課長 小山 隆久
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	上越市 総務管理部 総務管理課 〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	上越市 都市整備部 建築住宅課 〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 電話025-526-5111

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年9月9日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年9月9日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	上越市市営賃貸住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上越市は、市営賃貸住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

新潟県上越市長

公表日

平成30年7月9日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市営賃貸住宅の管理に関する事務
②事務の概要	<p>上越市営住宅条例(平成9年上越市条例第42号)に基づき、低額所得者から中堅所得者までを対象に住宅を提供する。</p> <p>①入居者の決定 ②家賃の決定 ③敷金の決定 ④入居者が、当該住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときの承認 ⑤入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が、引き続き当該住宅に居住する際の承認 ⑥住宅の明渡しの請求の決定</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅管理システム ・住民基本台帳システム ・団体内統合利用番号連携サーバー ・自治体中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
公営住宅情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 番号法第9条第1項及び別表第一の第61の2項</p> <p>2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条の3</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二並びに上越市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条及び別表第2</p> <p>1. 別表第二における情報提供の根拠なし</p> <p>2. 別表第二における情報照会の根拠 第85の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条の4</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	都市整備部 建築住宅課
②所属長	建築住宅課長 小山 隆久
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	上越市 総務管理部 総務管理課 〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	上越市 都市整備部 建築住宅課 〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 電話025-526-5111

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年9月9日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年9月9日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	上越市予防接種に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上越市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ①端末へのログインを、職員のIDパスワード設定・生体認証(静脈認証)により行うことで、端末の不正アクセス防止対策を講じている。また、静脈認証装置がない端末については、ログインパスワードを設定し、不正操作防止対策を講じている。
- ②システム取扱者を特定し操作権限を個別に管理するとともに、端末操作のログを保存することで不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。
- ③システム導入端末は、外部ネットワークと接続されない環境で使用している。

評価実施機関名

新潟県上越市長

公表日

平成30年7月9日

[平成26年4月 様式3]

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報管理ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・上越市に住民登録があり、予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者及び既接種者 ・上越市に住民登録があり、市長が行う任意の予防接種の対象者及び既接種者 ・他自治体の長より定期予防接種の実施依頼を受けた者
その必要性	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、接種勧奨・接種履歴の記録及び台帳管理を適正に行う必要がある。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	1. 識別情報 対象者を正確に特定し、接種履歴及び台帳管理するため。 2. 連絡先情報 接種勧奨対象者や、健康被害の対象者、予防接種法の長期療養の特例措置対象者等に速やかに連絡するため。 3. 健康・医療関係情報 予防接種履歴管理及び接種勧奨のため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	健康福祉部 健康づくり推進課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、税務課、福祉課、国保年金課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (県、他市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (予防接種を実施している医療機関・医師会) <input type="checkbox"/> その他 ()
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()
③使用目的 ※	接種履歴を正確に把握し、予防接種を受けたことに起因する健康被害救済に係る給付の支給。
④使用の主体	使用部署 健康福祉部 健康づくり推進課 各区総合事務所 市民生活・福祉グループ
	使用者数 [50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	1. 4情報の組み合わせをキーに予防接種情報の検索を行う。 2. 本人の住民情報をもとに定期接種対象者であるか確認を行う。 3. 予防接種を受けた者が接種した予防接種情報の入力を行う。 4. 予防接種実施状況の入力完了後に、接種対象者や既接種者、未接種者情報などの検索や照会を行う。 5. 予防接種を受けた者から接種履歴の問い合わせがあった際に確認する。 6. 予防接種による健康被害が発生した際、接種状況等を的確に把握し、迅速な救済を図るため使用する。
	情報の突合 氏名、性別、生年月日、住所の4情報で突合する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する <input type="checkbox"/> 委託しない (1) 件 <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1	予防接種業務電算処理
①委託内容	健康かるてV7運用支援保守
②委託先における取扱者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	株式会社 電算
再委託	④再委託の有無 ※ [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法 業務委託契約後に、再委託の許可について届出を提出させ、業務に範囲を指定して許可する。
	⑥再委託事項 健康かるてV7運用支援保守
委託事項2～5	
委託事項6～10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている () 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている () 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	都道府県知事または市町村長
①法令上の根拠	・番号法 別表第二 第16の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	上越市に住民登録があり、予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者及び既接種者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 片内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

第二重要機能室

IDパスワード登録及び生体認証(静脈認証)により入退室管理を行い、入室者ログ、管理簿及び監視カメラ設置により入退室者を管理及び監視している。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<個人情報>

個人番号、氏名、カナ氏名、性別、生年月日、住所、郵便番号、情報提供用個人識別符号、整理番号、異動日、情報提供等の記録等、電話番号

予防接種実施状況(実施年月日、接種した医療機関、医師名、ワクチン種類、ロット番号、接種回数、疾病の名称、特別事情の内容、備考)

<各予防接種ごとの共通項目>

- (1)BCG
- (2)水痘 1回目、2回目
- (3)不活化ポリオ 1回目、2回目、3回目、追加
- (4)生ポリオ 1回目、2回目
- (5)三種混合 1期初回(1回目、2回目、3回目)、追加
- (6)四種混合 1期初回(1回目、2回目、3回目)、追加
- (7)二種混合
- (8)MR 1期、2期、3期、4期
- (9)麻しん
- (10)風しん
- (11)日本脳炎 1期(1回目ワクチン名、2回目ワクチン名、追加ワクチン名)、2期ワクチン名
- (12)ヒブ 初回接種月齢、初回(1回目、2回目、3回目)、追加
- (13)小児用肺炎球菌 初回接種月齢、初回(1回目、2回目、3回目)、追加
- (14)子宮頸がんワクチン ワクチン種類、1回目、2回目、3回目
- (15)高齢者インフルエンザ
- (16)高齢者肺炎球菌
- (17)B型肝炎 ワクチン種類、1回目、2回目、3回目

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報管理ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	○対象者以外の情報の入手を防止するための措置 ・台帳管理において、対象者データ抽出時には、当該対象者及び必要な情報のみを抽出している。 ・文書照会を行う際には、番号法の法定事務であることを確認したうえ、対象者に関する必要な情報項目のみを記載する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>1. 不適切な方法で入手が行われるリスクへの措置 定期接種の個人番号取扱業務における情報を、他の業務に転用したり目的外に使用しない。</p> <p>2. 入手した特定個人情報が不正確であるリスクへの対応 接種券の基本情報を台帳と照合することにより個人の特定を行い、個人番号カード等による本人確認の徹底に努める。</p> <p>3. 入手した特定情報の漏えい・紛失に関するリスクへの措置 特定個人情報ファイルは体系的なアクセス制御を行い、また、紙媒体については、事務処理後に鍵付倉庫及び書庫等で保管することで情報漏えい・紛失を防止する。</p>	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	システムへのアクセス制限と利用者単位のアクセス権限管理により、事務に必要なない情報との紐付けができないよう制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・システム利用職員を特定し、当該職員のIDパスワードによる認証及び生体認証(静脈認証)を行っている。 ・システム利用職員を特定し、利用可能な機能を制限している。 ・情報セキュリティポリシーに基づき、認証に使用するパスワードは定期的に変更する運用を行っている。
その他の措置の内容	システムログイン及び操作ログについて記録・保存し、定期的に点検を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を含む資料の管理に関する事項 ・機密保持を図るための作業場所等の制限に関する事項 ・受託者による業務従事者に対する教育、啓発義務に関する事項 ・秘密保持義務に関する事項 ・再委託の禁止に関する事項 ・関係法令及び関係規定並びに個人情報保護条例、情報セキュリティポリシーのを順守に関する事項 ・情報資産の取扱いに関する事項 ・市による検査・監督に関する事項 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	委託先と同様の規定の遵守	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務の業務従事者に関する名簿及び実施連絡体制図並びに秘密保持誓約書の提出を義務付けている。 ・ネットワークへの機器の無許可接続又はネットワークに接続している端末等の他のネットワークへの無許可接続を禁止している。 		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置> ①番号連携サーバーの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。</p> <p><番号連携サーバーの運用における措置> ①番号連携サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することでその正確性を担保している。</p> <p><自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2)番号法別表第二及び番号法第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (※3)自治体中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p> <p><自治体中間サーバーの運用における措置> ①自治体中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することでその正確性を担保している。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置> ①番号連携サーバーは、自機関向けの自治体中間サーバーとだけ通信及び特定個人情報の入手・提供のみを実施するよう設計されるため、安全性が担保されている。 ②番号連携サーバーと自機関向けの自治体中間サーバーとの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p><自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報連携においてのみ情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①既存システムと自治体中間サーバーとの間は、高度なセキュリティを維持し閉じられた環境の行政専用のネットワーク(LGWAN)を利用することにより、安全性を確保している。 ②自治体中間サーバーと情報保有団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに通信を暗号化することにより安全性を確保している。 ③自治体中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を団体のみが行うことにより、自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者による情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	1. サーバ設置室(第二重要機能室)への入室は権限許可が与えられた者のみとし、職員がいない場合は施錠により管理している。 2. 電子データへのアクセスパスワード管理を行い、紙媒体による書類は年度ごとに整理し、非公開情報が漏えいしないよう廃棄を行っている。 3. 不正プログラムに対応するために、ウィルスパターンファイルを定期的に更新することにより新種のウィルス対策としている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
8. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・毎年、e-ラーニングによる管理職員及び一般職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施し、個人情報データファイル等の取扱いに関する必要な知識や技術を習得させるとともに、その記録を残している。
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 上越市 総務管理部 総務管理課 電話 025-526-5111
②請求方法	上越市個人情報保護条例(第12条、13条、14条、15条、15条の2、16条)に基づき、必要事項を記載した請求書を提出する。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 上越市 健康福祉部 健康づくり推進課 電話 025-526-5111
②対応方法	・問合せを受け付け、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについては、関係部署等と連携しながら事実確認を行う。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年9月24日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	平成27年10月19日
②方法	上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会による特定個人情報保護評価書の内容審査
③結果	承認

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	上越市特別児童扶養手当の支給に関する事務(県経由事務) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上越市は、特別児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

新潟県上越市長

公表日

平成30年7月9日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づき、家庭で介護されている障害のある児童(20歳未満)の福祉の増進を図り、その生活に寄与することを目的として、児童の父母または養育者に対して特別児童扶養手当を支給する。(県経由事務) ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用する。 <ul style="list-style-type: none"> ①特別児童扶養手当の受給資格及び額の認定の請求の受理 ②特別児童扶養手当の未支払手当の請求の受理 ③特別児童扶養手当の額改定の請求の受理
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・MCWEL障がい者福祉V2システム ・申告支援システム ・団体内統合利用番号連携サーバー ・自治体中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
特別児童扶養手当受給者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 番号法第9条第1項及び別表第一の第46項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第37条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[実施する]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1. 別表第二における情報提供の根拠 <ul style="list-style-type: none"> ・第66の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第37条 2. 別表第二における情報照会の根拠 <ul style="list-style-type: none"> ・第66の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第37条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 福祉課
②所属長	福祉課長 渡辺 晶恵
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	上越市 総務管理部 総務管理課 〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	上越市 健康福祉部 福祉課 〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 電話 025-526-5111

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
45	上越市生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上越市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

新潟県上越市長

公表日

平成30年7月9日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金及び進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。 ・特定個人情報は、以下の事務に利用する。 <ol style="list-style-type: none"> ①保護の実施 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、申請に係る事実の審査又は申請に対する応答 ③要保護者及び被保護者であった者の資産、収入等に関する調査 ④職権による保護の開始若しくは変更 ⑤保護の停止若しくは廃止 ⑥就労自立給付金及び進学準備給付金の支給申請の受理、申請に係る事実の審査又は申請に対する応答 ⑦保護に要する費用の返還 ⑧徴収金の徴収
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護システム ・MCWEL障がい者福祉V2システム ・住民基本台帳システム ・総合行政システム(G-partner) ・団体内統合利用番号連携サーバー ・自治体中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
・生活保護に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 番号法第9条第1項及び別表第一の第15項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">< 選択肢 ></p> <p>[実施する]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1. 別表第二における情報提供の根拠 <ul style="list-style-type: none"> 第9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条～第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条 (※別表第二第30項、第50項、第90項、第116項、第120項に係る命令は未公布) 2. 別表第二における情報照会の根拠 <ul style="list-style-type: none"> 第26項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 福祉課
②所属長	福祉課長 渡辺 晶恵
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	上越市 総務管理部 総務管理課 〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	上越市 健康福祉部 福祉課 〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 電話 025-526-5111

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
47	上越市市税、国民健康保険税及び使用料の徴収並びに滞納整理に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上越市は、市税、国民健康保険税及び使用料の徴収並びに滞納整理に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

新潟県上越市長

公表日

平成30年7月9日

[平成26年4月 様式3]

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第一の第8項、第16項、第19項、第30項及び第35項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第18条、第24条及び第26条 (※別表第一第8項のうち保育所に関する事務に係る命令は未公布)
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1. 別表第二における情報提供の根拠 第3項、第26項、第42項、第87項、第93項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第3条、第19条、第25条、 第44条、第46条 2. 別表第二における情報照会の根拠 なし
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部 収納課
②所属長	収納課長 廣田 聡
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
・滞納管理情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	上越市において、総合行政システム(G-Partner)及び滞納管理システム上で管理する調定情報の納付義務者と関係者(世帯員、送付先、納税管理人など)のうち、個人番号を有する者
その必要性	・収納管理及び滞納整理業務における本人確認のため ・名寄せの必要性を把握し、適切な滞納整理事務を行うため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (納付交渉や預金調査等の実態調査によって知り得た滞納者の情報)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、4情報 : 本人確認を行うために必要。 ・連絡先: 催告書、滞納処分通知書の送付や納付交渉を行う場合に必要。 ・その他識別情報(宛名番号) : 個人番号との紐付けに必要。 ・その他住民票関係情報: 滞納整理上において本人の住居所、世帯員情報等を把握するために必要。 ・地方税関係情報: 滞納者の実態を把握するために必要。 ・医療保険関係情報: 滞納者実態を調査し、支払能力や滞納処分の可否等を判断するために必要。 ・生活保護・社会福祉関係情報: 滞納者の支払能力、滞納処分の停止とする際の判断材料として必要。 ・雇用・労働関係情報: 滞納者の収入を把握し、支払能力や滞納処分の可否等を判断するために必要。 ・年金関係情報: 滞納者の収入を把握し、支払能力や滞納処分の可否等を判断するために必要。 ・その他: 滞納整理において滞納者との納付交渉を通して生活状況を把握し、支払能力や滞納処分の可否等を判断するために必要。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	財務部収納課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、税務課、保育課、国保年金課、建築住宅課、 高年齢支援課、南・北出張所、13区市民生活・福祉グループ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払者、金融機関、保険会社) <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	市税、国民健康保険税及び使用料の徴収並びに滞納整理を確実、適正に行うため	
④使用の主体	使用部署	収納課、税務課、国保年金課、建築住宅課、保育課、高年齢支援課、南・北出張所、13区市民生活・福祉グループ
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1. 納付者からの問い合わせに対して、個人番号を使用して収納状況を突合する。 2. 個人番号を利用して名寄せを行う候補者を抽出する。 3. 納付者(滞納者)の合意を得て、猶予等申請書への記載を行う。
	情報の突合	上記の事務において、内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する] <input checked="" type="checkbox"/> 委託しない (2) 件	
委託事項1		
総合行政システム(G-Partner)のシステム保守および運用		
①委託内容	システムの保守および運用管理を行う。	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 	
③委託先名	株式会社BSNアイネット上越支社	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない] <input checked="" type="checkbox"/> 再委託する
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2		
滞納管理システムのシステム保守および運用		
①委託内容	システムの保守および運用管理を行う。	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 	
③委託先名	富士通株式会社新潟支社	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する] <input checked="" type="checkbox"/> 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	・再委託に関する理由、内容、再委託先等の通知を求める。 ・再委託事務に関する作業従事者名簿の提出を求める。
	⑥再委託事項	滞納管理システムの運用サポート業務

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (5) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第7号別表第二に定める情報照会者
①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二
②提供先における用途	番号法第19条第7号別表第二に定める事務
③提供する情報	番号法別表第二に定める収納情報(課税状況、納付状況、滞納状況、資産状況等)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	II. 2. ③の範囲と同様
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	・生体認証で入退室管理を行っているサーバ室に設置してあるサーバ内に保管。 ・サーバーへのアクセスは、ID/パスワード及び生体認証を必要とする。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

収納管理・滞納管理情報

ア) 宛名情報

1. 個人番号、2. 宛名コード、3. 郵便番号、4. 住所、5. 方書、6. 氏名カナ、7. 氏名漢字、8. 性別、9. 生年月日、10. 続柄、11. 同一人コード

イ) 送付先情報

1. 送付先種別、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所、4. 送付先方書、5. 送付先氏名カナ、6. 送付先氏名漢字、7. 登録年月日、8. 登録事由、9. 取消年月日、10. 取消事由、11. 備考

ウ) 連絡先情報

1. 連絡先種別、2. 連絡先名称、3. 連絡先電話番号、4. 登録年月日、5. 登録事由、6. 取消年月日、7. 取消事由、8. 備考

エ) 口座情報

1. 金融機関コード、2. 店舗コード、3. 口座種別、4. 口座番号、5. 口座名義人、6. 登録年月日、7. 登録事由、8. 取消年月日、9. 取消事由、10. 備考、11. 利用税目

オ) 戸籍情報

1. 調査年月日、2. 本籍地、3. 筆頭者

カ) 調定情報

1. 調定年度、2. 課税年度、3. 税目、4. 通知書番号、5. 期別、6. 本税調定額、7. 督促手数料調定額、8. 延滞金調定額、9. 督促発行日、10. 督促公示日、11. 時効予定日、12. 欠損年度、13. 欠損年月日、14. 欠損事由、15. 会計年度

キ) 収納情報

1. 調定年度、2. 課税年度、3. 税目、4. 通知書番号、5. 期別、6. 本税収納額、7. 督促手数料収納額、8. 延滞金収納額、9. 領収年月日、10. 収納年月日、11. 納付区分

ク) 滞納個人情報

1. 担当者、2. 地区、3. 滞納理由、4. 職業、5. 特記事項、6. 催告停止開始日、7. 催告停止終了日、8. 催告停止事由、9. 備考

ケ) 交渉経過情報

1. 交渉年月日、2. 交渉時刻、3. 分類、4. 記事内容、5. 応対者、6. 予定年月日、7. 予定区分、8. 入力担当者、9. 備考

コ) 分割納付情報

1. 誓約日、2. 支払方法、3. 開始年月日、4. 終了年月日、5. 分納回数、6. 分納金額、7. 取消年月日、8. 取消事由

サ) 納付委託情報

1. 受託年月日、2. 証券種類、3. 証券番号、4. 券面額、5. 支払期日、6. 支払人、7. 支払場所、8. 取消年月日、9. 取消事由

シ) 徴収猶予情報

1. 申請年月日、2. 開始年月日、3. 終了年月日、4. 猶予事由、5. 延滞金減免率、6. 決裁年月日、7. 通知年月日、8. 取消起案日、9. 取消事由、10. 取消決裁年月日、11. 取消通知年月日

ス) 延滞金減免情報

1. 申請年月日、2. 開始年月日、3. 終了年月日、4. 減免事由、5. 延滞金減免率、6. 決裁年月日、7. 通知年月日、8. 取消起案日、9. 取消事由、10. 取消決裁年月日、11. 取消通知年月日

セ) 差押情報

1. 起案年月日、2. 財産種類、3. 登録機関(第三債務者)、4. 滞納金額、5. 差押財産、6. 決裁年月日、7. 差押年月日、8. 解除起案日、9. 解除事由、10. 解除決裁年月日、11. 解除年月日

ソ) 参加差押情報

1. 起案年月日、2. 財産種類、3. 登録機関(第三債務者)、4. 執行機関名、5. 滞納金額、6. 参加差押財産、7. 決裁年月日、8. 差押年月日、9. 解除起案日、10. 解除事由、11. 解除決裁年月日、12. 解除年月日

タ) 交付要求情報

1. 起案年月日、2. 事件種類、3. 執行機関名、4. 事件番号、5. 滞納金額、6. 交付要求財産、7. 決裁年月日、8. 差押年月日、9. 解除起案日、10. 解除事由、11. 解除決裁年月日、12. 解除年月日

チ) 処分停止情報

1. 起案年月日、2. 該当条項、3. 調査顛末、4. 滞納金額、5. 決裁年月日、6. 通知年月日、7. 取消起案日、8. 取消事由、9. 取消決裁年月日、10. 取消通知年月日

ツ) 時効中断情報

1. 中断停止区分、2. 債務の承認日、3. 時効中断事由、4. 停止開始日、5. 停止終了日、6. 時効停止事由、7. 滞納金額

テ) 搜索情報

1. 搜索年月日、2. 搜索時刻、3. 搜索場所、4. 立会人、5. 財産(名称・数量・性質)

ト) 承継情報

1. 承継年月日、2. 被相続人、3. 滞納金額、4. 相続人、5. 相続割合

ナ) 財産情報

1. 電話加入権、2. 不動産(土地・建物)、3. 預貯金、4. 保険契約、5. 給与、6. 年金、7. 自動車、8. 動産、9. その他債権

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・契約書等に基づき、受け渡しの日時・データ内容を記録する。 ・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。	
その他の措置の内容	委託業者および再委託業者による個人情報の持ち出しを禁止する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・作業者を限定するために、委託作業者の名簿の提出を義務付けている。 ・利用を終了した特定個人情報については消去したことを証明する書類の提出を義務付けている。 		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	受け渡しの日時・データ内容を記録する。 提供・移転先より適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。	
その他の措置の内容	サーバ室へ入室できる者および特定個人情報を参照できる者を制限することにより、情報の持ち出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>ファイルへ出力する必要がある場合には、ファイル出力の記録が残される仕組みが構築されている。</p>		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><番号連携サーバのソフトウェアにおける措置> ①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。</p> <p><番号連携サーバの運用における措置> ①番号連携サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p><中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><番号連携サーバのソフトウェアにおける措置> ①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。 ②番号連携サーバは自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の入手・提供のみを実施するよう設計されるため、安全性が担保されている。 ③番号連携サーバと自機関向けの中間サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p><番号連携サーバの運用における措置> ①番号連携サーバの職員認証・権限設定において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p> <p><中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p>			

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	・閉域ネットワーク上にサーバを設置することにより、外部ネットワークとの通信を切断する。 ・パソコンへのソフトウェアインストール制限を行い、不正プログラムのインストールを防止する。 ・日次での従サーバーへの本ファイルの副本のバックアップを行うことで、障害等による突然の情報の滅失に備える。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
真に必要な場合を除き、特定個人情報を含む情報資産の持ち出しは行わない。	
8. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・上越市セキュリティポリシーに基づき自己点検をするとともに、3年に1回内部監査を受検し、適正化を図っている。 ・毎年e-ラーニングによる、管理職員又は一般職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施し、その取り扱いに関する知識や技術を習得させる。
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 上越市 総務管理部 総務管理課 電話 025-526-5111
②請求方法	上越市個人情報保護条例(第12条、13条、14条、15条、15条の2、16条)に基づき、必要事項を記載した請求書を提出する。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 上越市 財務部 収納課 電話 025-526-5111
②対応方法	・問合せを受け付け、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについては、関係部署等と連携しながら事実確認を行う。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年12月11日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	平成27年12月24日
②方法	上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会による特定個人情報保護評価書の内容審査
③結果	承認